

## 中之条町サテライトオフィス開設支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に新たな仕事を創出し、地域経済の活性化及び地域雇用の促進を図るため、町内に新たにサテライトオフィスを開設・運営する者に対しこれに要する経費について、予算の範囲内においてサテライトオフィス開設支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、中之条町補助金等に関する規則(平成22年中之条町規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 事業を営む法人をいう。
- (2) テレワーク 情報通信技術の活用による場所、時間その他の制約にとらわれない柔軟な働き方をいう。
- (3) サテライトオフィス 町外の企業等が拠点事務所から離れた町内の場所に開設した事務所であって、従業者がテレワークにより拠点事務所の業務を行う就業場所となる事務所をいう。
- (4) 従業員 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に規定する一般被保険者又は高年齢被保険者であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内において新規にサテライトオフィスを設置した企業等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金申請時において町外で3年以上継続して事業を行っている企業等であること。
- (2) 町内のサテライトオフィスにおいて3年以上継続して業務を行う計画を有するものであること。
- (3) 開設したサテライトオフィスにおいて、従業員が1人以上就労している企業等であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122

号)第2条第1項及び第6項から第11項までに規定する営業又は公序良俗に反する営業ではないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員関係者と密接な関係を有するものではないこと。

(6) 町税等の滞納がないこと。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条に規定する申立てを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立がなされていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助金の種類又は対象経費の区分ごとに右欄に規定する額とする。

補助金の種類又は対象経費	額
開設支援金	50万円
町内物件の改修に要する費用(以下「改修費用」という。)	対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、町内の事業者に改修工事を行わせる場合は150万円、それ以外の場合には75万円を限度とする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、補助金の交付決定日から交付決定日の属する会計年度末までの期間とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業に着手する前に、中之条町サテライトオフィス開設支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 町内物件の売買契約書(案)又は賃貸借契約書(案)の写し

- (3) 会社概要の分かる書類
  - (4) 会社定款及び登記簿謄本
  - (5) 直近の事業年度の財務諸表
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときには、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、中之条町サテライトオフィス開設支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)は、第6条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、中之条町サテライトオフィス開設支援補助金変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を中之条町サテライトオフィス開設支援補助金変更決定承認(不承認)通知書(様式第5号)により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、中之条町サテライトオフィス開設支援補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第7号)
- (2) 町内物件の売買契約書及び取得費の領収書の写し
- (3) 町内物件の賃貸借契約書及び賃借料の領収書の写し
- (4) [改修がある場合]建物改修工事契約書、請求書、支払いが確認できる書類等
- (5) [改修がある場合]改修工事前後の写真
- (6) [改修がある場合]物件改修設計図面又は物件の見取り図
- (7) 補助対象事業の実施に係る写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、中之条町サテライトオフィス開設支援補助金確定通知書  
(様式第8号)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助決定者は、前条の通知を受領した日から起算して10日以内に中之条町  
サテライトオフィス開設支援補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しな  
ければならない。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助決定者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決  
定の全部又は一部を取り消し、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を  
命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助対象事業の実施について、不正の行為が認められたとき。
- (3) サテライトオフィスを開設後、3年以上継続して事業活動を行わなかったと  
き。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長  
が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。